



2026年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ  
代 表 者 代表取締役社長 中澤 宏  
本 社 所 在 地 富山市堤町通り一丁目2番26号  
(コード番号 8377 東証プライム市場、札証)  
問 合 せ 先 経営企画部長 平井 浩就  
(TEL. 076-423-7331)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の第23回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

2025年12月30日付で第1回第5種優先株式42,983,000株を消却したことに伴い、発行可能株式総数を減じ、第5種優先株式について規定された部分を削除するとともに優先配当金の除斥期間に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2026年6月23日(火)(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 2026年6月23日(火)(予定) |

以 上

本件に関するお問い合わせ先	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 経営企画部 山本、本田 (076-423-7331)
---------------	---

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>3 億 9 千万株</u>とする。<u>発行可能種類株式総数は、普通株式は 2 億 8 千万株とし、第 5 種優先株式は 1 億 1 千万株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式は 100 株とし、優先株式は 1,000 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 優 先 株 式</b></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>第 4 3 条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第 3 5 3 条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下、「優先配当金」という）を支払う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第 5 種優先株式 1 株につき、年 5 0 円</p> <p>2. <u>優先配当金の額は、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該金額を控除した額とする。</u></p> <p>3. <u>ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>4. 当社は、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当金を超えて剰余金の配当の</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>2 億 8 千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>支払いをしない。</u> <u>(優先中間配当金)</u> 第11条 当社は、第44条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において、「優先中間配当金」という)を支払う。</p>	(削除)
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第12条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次に定める金銭を支払う。 第5種優先株式1株につき、500円</p>	(削除)
<p>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配はしない。</p>	(削除)
<p><u>(取得条項付株式に対する金銭の交付)</u> 第13条 当社は、第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、当社の取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる額の金銭を交付して、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。当該優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他妥当と認められる方法により行う。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u> 第14条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u></p>	
<p><u>(株式の併合または分割、新株等の引受権)</u></p>	(削除)
<p><u>第15条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、優先株主には、株式および新株予約権の無償割当ては行わない。</u></p>	
<p><u>2. 当社は、優先株主には募集新株、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>	
<p><u>(優先配当金の除斥期間)</u></p>	(削除)
<p><u>第16条 第45条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第4章 株 主 総 会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 株 主 総 会</u></p>
<p><u>第17条～第22条 (記載省略)</u></p>	<p><u>第10条～第15条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	<u>(削除)</u>
<p><u>第23条 第19条、第20条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>	
<p><u>2. 第18条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第5章 取締役および取締役会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第4章 取締役および取締役会</u></p>
<p><u>第24条～第35条 (記載省略)</u></p>	<p><u>第16条～第27条 (現行どおり)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 監 査 等 委 員 会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監 査 等 委 員 会</u></p>
<p><u>第36条～第38条 (記載省略)</u></p>	<p><u>第28条～第30条 (現行どおり)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第7章 会 計 監 査 人</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会 計 監 査 人</u></p>
<p><u>第39条～第41条 (記載省略)</u></p>	<p><u>第31条～第33条 (現行どおり)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第8章 計 算</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p>
<p><u>第42条～第45条 (記載省略)</u></p>	<p><u>第34条～第37条 (現行どおり)</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（記載省略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1条（現行どおり）</p> <p>（優先配当金の除斥期間に関する経過措置）</p> <p>第2条 当社は、第23期定時株主総会前に効力が発生した優先配当金および優先中間配当金の除斥期間については、同定時株主総会の決議による変更後の定款第37条を準用する。</p>